

(改訂版)

(職員向け)

市民と行政の新しいカタチ

やいづ協働 Style **保存版**

発行日 平成 25 年5月7日

編集発行

焼津市役所市民部市民協働課

焼津市本町 2-16-32

電話 054-626-1178 FAX054-626-2194

URL <http://www.city.yaizu.lg.jp>

市民参画と協働の指針

～市民に信頼される職員になろう～

市民との協働を推進する職員の ^{ファイブ} 5 スローガン

- 1 市民の活動を応援しよう！
- 2 市民とキャッチボールをしよう！
- 3 テンションを上げて仕事をしよう！
- 4 ハッシン（発信・発進）力を身に付けよう！
- 5 市民満足度を高めよう！

⇒詳細は9頁でチェック

焼津市市民協働課

平成 25 年 5 月

はじめに

第5次焼津市総合計画の基本計画（以下、「基本計画」という。）では、「市民参画と協働の推進」が重点施策の一つとして位置付けられました。この背景には、地方分権の進展や人口減少、少子高齢化の進展、市民ニーズの複雑・多様化などにより行政課題が山積している現状があります。この現状を打破し、焼津市の将来都市像である「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ～活力と自然の恵みに満ちたまち焼津～」を実現するために、「市民参画と協働の推進」が必要なのです。

この指針は、基本計画や各部局長の推薦により任命された市民協働推進員による検討結果、及び市民協働課が主催した講座や研修会、市民活動団体交流会などで得られた情報を基に編集し、市職員向けに「やいづ協働 Style 保存版」として取りまとめました。

市民が望む理想のまちを目指して、「市民参画」と「協働」をベースにまちづくりを進めていきましょう。

目次

1	基本計画における市民参画と協働の推進（重点施策）の概要	1
2	市民参画と協働の推進に関する制度	2
3	協働事業の進め方	5
4	市民との協働を推進する職員の ^{ファイブ} 5 スローガン	9
5	知っておきたい基礎用語	11
6	参考資料	13

1 基本計画における市民参画と協働の推進（重点施策）の概要

(1) 施策の目的

対象	意図
市民	まちづくりに参画・参加する
市民（地域・団体）と行政	共通の目標に向けて、対等な立場で互いが主体となってまちづくりに取り組む

(2) 施策の方針

- ・「協働事業数」を倍増させて、まちづくり参加者数を増やします。
- ・市民と行政が共に学習し、議論する機会を増やすよう努めます。
- ・まちづくり活動団体への自立に向けた支援に努めます。
- ・まちづくり活動団体の組織間の交流機会の提供や交流拠点の確保に努めます。
- ・市民と行政によるまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例の制定に取り組みます。

(3) 成果指標

成果指標名	単位	数値区分	21年度	22年度	26年度
協働事業数※1	事業	目標値		40	68
		実績値	34	42	
まちづくり活動を協働して行っている地域・団体数	団体	目標値		44	60
		実績値	42	60	
まちづくりに参加した市民の割合	%	目標値		33	45
		実績値	30.5	28.3	
審議会等に参画した市民の人数	人	目標値		2,650	2,800
		実績値	2,819	2,598	

※1 協働事業数 市が、市民（地域・団体）とともに企画し実行している事業の数（事務事業単位）

(4) 目標達成のための基本的な取組（基本事業）

基本事業名	取組方針
協働体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等について、市民公募委員を各会2人以上登用します。 ・ まちづくり活動団体への自立に向けた支援を行います。 ・ 市民協働の指針を策定し、指針に沿って事業を進めるとともに、協働の視点で評価を行います。 ・ 協働すべき事業を明確にし、協働事業数を21年度実績の34事業から26年度には倍の68事業に増やします。 ・ 協働事業を提案して、市民組織の活力を引き出します。 ・ 自治基本条例について調査検討し、条例制定に取り組みます。

市民活動（交流） 拠点の確保と利 活用の推進	・市民活動（交流）拠点を確保し、利活用を図ることで、まちづくり活動の促進と団体の組織間の交流機会を提供します。
市民と行政が共 に学習する機会 の拡大	・市民と行政がともに学習し、議論する機会を増やします。
人材の育成	・協働事業の担い手を広げる取組の充実を図ります。また、まちづくり活動をコーディネートする人材の養成を推進します。

2 市民参画と協働の推進に係る制度

基本計画では、市民参画と協働の推進を重点施策と位置付け、目標達成のための基本的な取組（基本事業）が明記されています。各所属では基本計画の方針に沿った取組を推進していただきたいのですが、何をどうしたらいいのかわからないというのが実情でしょう。

そこで、市民参画と協働の推進につながる制度で、現在、運用されているものについて、まずは制度の趣旨を理解し、より忠実に取り組んでいきましょう。

なお、各制度の詳細はライブラリ（全庁＞市民協働課）で確認してください。

（1）焼津市市民意見公募制度実施要綱（パブリックコメント）

焼津市市民意見公募制度実施要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、焼津市市民意見公募制度（以下「市民意見公募制度」という。）に関する基本的事項を定め、市の市民に対する説明責任を果たすとともに、市民等が意見を述べる機会を保障し、寄せられた意見等を市政に反映させることにより、透明で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民意見公募制度」とは、市の基本的な施策等の形成過程において、その施策等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮して市の意思決定を行う手続をいう。

（途中省略）

第7条 実施機関は、市民等が対象施策等の案についての意見等を提出するために必要と判断される時間等を考慮し、1月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

（以下省略）

【重点取組事項】

意見募集期間を最低1か月確保する！

市民意見公募制度による意見募集期間は最低でも1か月確保しましょう。また、提出された意見の取りまとめ等の期間も必要となってきますので、これらの期間を考慮して最終案策定までのスケジュールを組みましょう。期間を短縮することは、市民等から意見を述べる機会を奪うことにつながり、制度の趣旨に反することを自覚しましょう。

(2) 審議会等の設置及び運営に関する指針

審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

1 趣旨

本市における審議会等の適正な設置及び効率的な運営を図るとともに、市政への市民参画を促進し開かれた市政を推進するため、審議会等の設置及び運営に関する指針を定めるものとする。

2 定義

この指針において「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関及び市民等の意見を市政に反映させることを目的として焼津市の規則、要綱等により設置する合議制の組織又は会議で附属機関に準ずるものをいう。ただし、次に掲げるものについては対象としないものとする。

- (1) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの
- (2) 市職員で構成する内部組織としてのもの
- (3) イベント等の一時的な事業を実施するために設置されるもの
(途中省略)

4 委員の選任等

審議会等の設置目的又は所掌事務に照らして、その機能が発揮されるよう十分留意するとともに、各界、各層及び幅広い年齢層から委員を選任するものとする。

(途中省略)

(5) 委員の兼務の制限

同一人が多数の審議会等の委員を兼ねることがないように、兼務できる審議会等の数は、原則として3以内とする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない場合など、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(以下省略)

【重点取組事項】

同一人が委員を兼務できる審議会等の数は、3以内とする！

専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない場合など、特別な事情があると認められる場合を除き、同一人が多数の審議会等の委員を兼ねることがないように、選任前

に確認しましょう。なお、審議会等の委員の一覧は、市民協働課で管理しています。

(3) 審議会等の委員の公募に関する要領

審議会等の委員の公募に関する要領（抜粋）

1 趣旨

この要領は、市民との協働による行政経営を進めるに当たり、広く市民の意見を採り入れるため、審議会等（「審議会等の設置及び運営に関する指針」に規定する審議会等をいう。以下同じ）の委員の公募を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員枠の設定基準

(1) 審議会等において、一部委員の選任については、積極的に公募を行うものとする。（原則公募で行うものとする。）ただし、次に掲げるものについては対象としないことができるものとする。

ア 行政処分、不服審査、身分に関する審議等を行うもの

イ 特定の個人の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの

ウ その他審議会等の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められるもの

(2) 委員定数に占める公募委員の割合は、20 パーセント以上とする。

(3) 公募委員の枠を設定した場合において、応募がなかったときは、指名その他の方法により委員を選任することができる。

(以下省略)

【重点取組事項】

委員定数に占める公募委員の割合は、20 パーセント以上とする！

「審議会」とは、議会制民主主義を補完する市民参加機関として、行政に関する重要な政策方針の策定や、特定の処分を下す際の意見の答申、調査などを行う自治体の附属機関です。審議会委員を公募することは、市政に対する市民の関心と信頼を高めることにつながるため、積極的な公募を行いましょ。

(4) 審議会等の会議の公開に関する要領

審議会等の会議の公開に関する要領（抜粋）

1 趣旨

この要領は、市政の市民参画と情報の共有化を更に進め、公正で透明性の高い開かれた市政を推進するため、審議会等（「審議会等の設置及び運営に関する指針」に規定する審議会等をいう。以下同じ）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開基準

会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 当該会議が焼津市情報公開条例（平成 18 年焼津市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条各号に規定する非公開情報に該当する内容について審議等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
（途中省略）
- 7 会議録の公開
- (1) 会議録（会議資料を公開する場合は、会議資料を含む）は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、条例第 7 条各号に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。
- (2) 会議録及び会議資料の公開は、情報公開コーナーにおける閲覧及び市のホームページへの掲載により行うものとする。
（以下省略）

【重点取組事項】

会議録は、会議終了後 2 週間以内に公開する！

この要領の趣旨にあるように、協働の推進には、情報の共有化や透明性の高い開かれた市政が必要です。しかし、会議録の公開の遅れは、市民への情報公開に対する職員の意識の低さと受け止められ、協働関係の構築の妨げになる可能性があります。

会議録は、市民が必要な時に情報を得られるよう、会議終了後 2 週間以内に公開できるよう努めましょう。

※会議録は担当課で決裁後、会議録の Word ファイルおよび必要に応じて資料を添付し、市民協働課へメール送信してください。

3 協働事業の進め方

市民参画と協働の推進はセットで記述されることが多いですが、内容的には異なります。2 で記述した各制度は、市政に対する市民の意見の反映や市政に関する情報の共有を目的とした制度で、基本計画における市民参画の推進には欠くことのできない制度ですが、これだけでは協働は進みません。

協働を推進するということは、協働事業を増やすことです。しかし、協働は手段であって協働事業を行うことが目的でないことは言うまでもありません。現在行っている事業、新規に行う事業、あるいは市民から提案された事業について、より成果の向上を図るための手段として「協働」に取り組んでいきましょう。

ここでは、協働事業とは何か、実際に協働で事業を行う場合の進め方等について解説します。

(1) 「協働事業」とは

静岡県協働ガイドブックにおける「協働」の定義を引用すれば、NPO、企業、行政などがそれぞれの主体性、自主性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、持てる資源（人材、資金、情報、ネットワークなど）を出し合い、対等な立場で、共通の公共的な目的を達成するために、協力して行う事業ということになります。とても難し

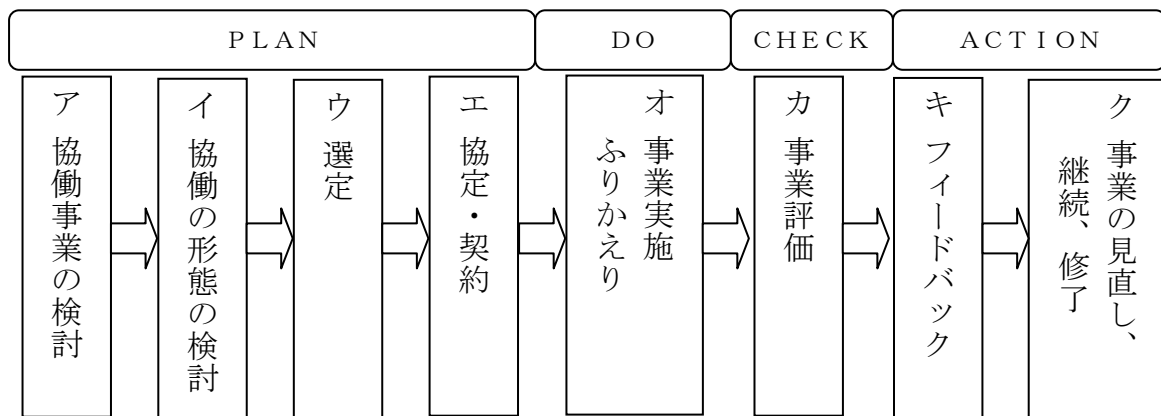
く感じられるかもしれませんが、簡単に言えば、「市民と行政が一緒にやること！」です。

事業の実施に当たっては共に事業内容の企画・検討を行い、適切な役割分担によって行うことが必要であり、単にNPOが事業に関係すれば協働事業になるというものではありません。

なお、基本計画の成果指標としている「事務事業数」は、事務事業マネジメントシート単位でカウントすることとしています。

(2) 協働事業の基本的な流れ

「市民参画と協働の推進」施策における主な対象は、市民活動団体・ボランティア団体・NPO法人（以下、市民活動団体等という。）です。これらの団体と協働で事業を進める場合の基本的な流れは次のとおりです。



ポイント

- ・ア「協働事業の検討」、イ「協働の形態の検討」については、次項以降に記述します。
- ・エの協定・契約については、対等な立場でのパートナーシップを確立させるためにも、仕様書等の書類は一緒に作成するのが良いでしょう。また、協働に関する心構え等、契約書には示されていない内容について、協定書（P13参照）を作成すると良いでしょう。

(3) 協働事業の検討

新規に事業を企画するとき、または現在の事務事業を振り返るとき、目標・目的とする成果を得るための手段として、「協働」で実施するべきか否かという視点を持って検討することが必要です。

協働事業の検討の手順は次のとおりです。

ア 現状分析

事業に関わる状況や背景について、現状を把握することから始めます。必要に応じて、アンケート調査、他市の事例、関係者への意見聴取、新聞記事などからの市民ニーズの動向調査などを行い、より多くの情報に基づいて現状分析すると良いでしょう。

イ 事業目的・目標の明確化

現状分析を踏まえ、目的・目標を明確にした上で、目的達成のための事務事業を企画します。協働の定義には「共通の公共的な目的を達成するために、協力して行う」ことが含まれています。協働の相手となる組織と意見交換する前に、自らの目的・目標を明確にしておきましょう。また、目的・目標が明確でなければ、取り組むべき課題も明らかになりません。

ウ 協働の判断

協働で事業を実施するべきか否かの判断については、多角的な視点で検討し、判断する必要があります。その判断材料としては、次の項目が考えられます。

協働で事業を実施する場合には、各段階において必ずいずれかの項目に該当するはずですが、ただし、第4段階については2項目を満たすことが必要です。

✓	検討項目
第1段階 事業の特徴又は企画段階における状況に照らして協働に適するかの判断	
<input type="checkbox"/>	成果向上には市民等の参加が必要（事業例：イベント、シンポジウム、フォーラム、美化活動、啓発活動、広報事業、計画策定）
<input type="checkbox"/>	事業の対象である当事者及び関係者の主体的な参加が必要（事業例：セミナー、研修会、講習会、交流会、意見交換会、啓発活動、計画策定）
<input type="checkbox"/>	利用者（事業の対象）である市民等の意見・要望や新たな発想が必要（事業例：公共施設の運営管理、施設の整備・維持、地域活性化事業、子育て支援事業）
<input type="checkbox"/>	特定の地域の状況に合わせる必要がある（事業例：環境保全事業、景観保全事業、地域計画策定、区画整理事業）
<input type="checkbox"/>	多様なニーズに柔軟なサービスが必要（事業例：相談事業、情報提供事業、セミナー、研修会、講習会）
<input type="checkbox"/>	特定の分野の専門的な知識が必要（事業例：調査事業、分析事業、環境保全監視事業）
<input type="checkbox"/>	状況に応じた素早い活動が必要（事業例：災害対策、災害発生時）
第2段階 成果向上の期待度による判断	
<input type="checkbox"/>	目的達成のために市民活動団体等の協力、又は連携が必要？
<input type="checkbox"/>	行政が単独で行うよりも効率的（コストパフォーマンスの向上）・効果的に事業を実施できるか？
第3段階 市民活動団体等の存在の有無	
<input type="checkbox"/>	協働の相手方となる市民活動団体等が実際に存在するか？
第4段階 市民活動団体等と協働に向けた検討（最終判断）	
<p>事業目的に合う市民活動団体等が存在する場合は、意見交換の場を持ち、事業の目的、現状、目標、課題、協働の形態、スケジュールなどについて具体的に議論し、特に次の項目について留意し、事業が協働で実施できるか最終的な判断をします。</p>	
<input type="checkbox"/>	事業目的・目標を共有できるか？
<input type="checkbox"/>	協働した場合、市民活動団体等の特性を活かせるか？ ※特性としては、自主性・自発性、先駆性、専門性、多様性、機動性、地域性、当事者性などが挙げられます。

(4) 協働の形態

どのような協働形態が最も事業を効果的に行えるのか、ここで留意しなければならないことは、協働の形態は、何も委託や補助など、支出を伴うものばかりではないということです。予算が無くても協働はできるということです。

例えば市民活動団体等の自主事業に対して後援名義の承認を行ったり、行政の情報網を使って事業周知を図ったりなど、支出を伴わない効果的な協働の方法も数多くあります。

主な協働の形態としては、以下が考えられます。

ア 共催

共催とは、市民活動団体等と行政が主催者となり、共同でフォーラムや講習会などの事業を行う形態です。

※共催も次の実行委員会も、事業の企画段階から情報を積極的に交換しあい、対等な立場で事業執行にあたり、事業目標の共有化に努める必要があります。

イ 実行委員会

実行委員会はイベントなどを開催する場合に複数の関係者が新しい組織を立ち上げ、実行委員会が主催者となって事業を行う形態です。

ウ 委託

本来行政が実施すべき事業のうち、行政自ら実施するよりも有効性・効率性が向上すると認められる場合に、市民活動団体等にその事業を委ねることです。協働とは異なる“発注者一下請”的關係に陥らないよう注意が必要で、市民活動団体等の自主性が発揮されるよう配慮することが大切です。

エ 補助

補助とは、本来民間が実施している事業について、特定の事業、研究等を育成、助長するために行政が公益上、必要があると認めた場合にその費用の一部を助成するものです。協働事業としては、成果を共有することも考えられます。

オ 後援

市民活動団体等が行う事業で行政にとってもその事業の趣旨及び実施が行政の目的と合致する場合、行政が市民活動団体等の事業に対し「焼津市」の後援名義の使用を認めて事業を支援する形です。

カ 事業協力

市民活動団体等と行政がそれぞれの特性を活かす役割分担を協定書などで決め、一定期間継続的に協力して事業を行う形です。(例えばアダプト・ロード・プログラムなど)

キ 情報交換(意見交換)

行政と市民活動団体等が持っている情報、ノウハウなどを提供し合うものです。意見交換の場の設定、タウンミーティングの開催などが考えられます。

ク 政策・企画立案への参画

行政が事業を企画立案する段階で、市民活動団体等から意見や提案を受け、行政の事業に市民活動団体等の特性や専門性などを活かすものです。各種委員会や審議会、懇談会、協議会などに継続的に市民活動団体等のメンバーに参画を求めたり、市民活動団体等から政策や事業提案を求めたりすることが考えられます。

4 市民との協働を推進する職員の^{ファイブ}5 スローガン

市民と行政の協働を推進するために最も重要なことは、市民と行政の関係づくりです。各種計画において、市民と行政の役割分担を明記したからといって、市民は動かないでしょう。課題を共有し、課題解決に取り組む職員一人ひとりのやる気に共感して初めて動いてくれるのではないのでしょうか。

市民にまちづくりの担い手としての役割を求める前に、職員が仕事のやり方を見直し、市民から一緒にまちづくりに取り組むパートナーとして認めてもらうことが協働への第一歩です。

市民に信頼されていなかったり、市民に悪い印象を与えたり、敵意を持たれるようでは市民との協働など進むはずはなく、職員としても失格です。

市民に信頼される職員を目指して、次の5つのスローガンを掲げて取り組んでいきましょう。また、各スローガンには、日ごろの業務を振り返ってもらうため、セルフチェック項目を設けましたので、月に一度は確認しましょう。

(スローガン1) 市民の活動を応援しよう！

まちづくりでは、行政にしかできないこともあれば、市民にしかできないこともあります。また、お互いに助け合って協働で行うことが市民のためになる事業もあります。

行政が多様化する現代社会のニーズに対応しきれないとすれば、市民力を最大限に発揮してもらい、市民に助けてもらうことが必要になります。市民力の向上が地域の元気を取り戻すことにつながります。職員は、市民力が発揮しやすいよう、市民の自主的なまちづくり活動を積極的に応援していきましょう。

【セルフチェック項目】

- 私は、焼津市のまちづくりに取り組むNPO法人、市民活動団体等を5団体以上知っている。
- 私は、市民のまちづくり活動にボランティアとして参加し、一緒に汗をかいている。
- 私は、市民の自主的なまちづくり活動における要望に対して、できない理由を探す前に、どうしたらできるか知恵を絞っている。

(スローガン2) 市民とキャッチボールをしよう！

キャッチボールは野球の基本であり、キャッチボールを見れば、その選手の技量が分かります。これは市の業務においても同じです。市民と上手にコミュニケーションというキャッチボールができる職員は、行政職員としての能力が高いと言えるでしょう。

職員は、コミュニケーションスキルを身につけ、まちづくりを共に担う市民と積極的にコミュニケーションを図りましょう。

【セルフチェック項目】

- 私は、市民の声（意見）をキャッチし、自身の業務に生かそうと努めている。
- 私は、専門的な言葉や「お役所言葉」を使わず、市民に分かりやすい言葉で話

そうと努めている。

□私は、自己紹介が得意である。

※市民に参加していただく会議等において、行政の話に耳を傾けていただくためにも、市民を引き付ける自己紹介の準備をしておく有効です。日ごろから自己紹介のネタをストックしておきましょう。

（スローガン3）テンションを上げて仕事をしよう！

雰囲気の良いお店と悪いお店、行きたいお店はどちらですか。また、その違いは何でしょうか。お店の照明や飾り付けも大事ですが、そこで働く従業員の態度も大きいのではないのでしょうか。お金はかけなくても、笑顔と明るい声でお店の雰囲気は変えることができます。市民が訪れる市役所も、暗いよりも明るい雰囲気の方が良いのは間違いありません。

職員は、日ごろから仕事に対するモチベーションを高め、テンションを上げて市民と接しましょう。

【セルフチェック項目】

□私は、進んで窓口に立ち、笑顔で接客している。

□私は、職場の同僚と協力し合うとともにお互いを認め合い、励まし合って仕事をしている。

□私は、「ごめんね」より「ありがとう」を言うことの方が多い。

※「ありがとう」は魔法の言葉と言われます。ありがとうと言われると、また次に何か協力してあげようという気持ちになるのが人間です。「ありがとう」は言った人も、言われた人もテンションが上がる言葉です。

（スローガン4）ハッシン（発信・発進）力を身に付けよう！

市民との協働を推進するために必要なものとして「情報の共有」が挙げられます。このため、積極的な情報公開や情報発信が求められています。形式的な情報提供や「求められたら出す」のではなく、職員は、市民に情報を届けるという意識を持ちましょう。

また、市民との協働は、前例にとらわれ過ぎていては進みません。前例がなくても職員は、市民の幸せのためにチャレンジする気持ち、一歩踏み出す勇気を持ちましょう。

【セルフチェック項目】

□私は、情報を受け取る相手のことを考えて文書を作成している。

□私は、市の広報マンの一人としての意識を持っている。

□私は、「はじめて」の仕事でも責任感を持ってチャレンジしている。

□私は、焼津市内のまちの変化には敏感である。

※机に向かっているだけが仕事ではありません。まちへ出て、現場を見て、市民の声やまちの課題を身体で感じる事が重要です。

(スローガン5) 市民満足度を高めよう！

人口減少時代に突入し、自治体間競争が始まっています。市民に喜んでもらえるサービスが提供できなければ、市民は離れ、益々市の活力は失われてしまいます。また、行政だけで公共を考えるには限界が来ているのも事実です。これからの「公共」は、行政だけではなく、NPO、企業等様々な主体と協働することが、市民満足度の高い公共サービスにつながります。

職員は、顧客を大事にする民間サービスを学び、取り入れ、市民満足度を高めていきましょう。

【セルフチェック項目】

私は、市民アンケートの結果を重視し、次の事業実施に役立てている。

私は、市民の苦情は業務改善のチャンスだと考えている。

私は、事務事業マネジメントシートに真剣に取り組んでいる。

5 知っておきたい基礎用語

(1) 「協働」って何？

「協働とは、NPO、企業、行政などがそれぞれの主体性・自主性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、もてる資源（人材、資金、情報、ネットワークなど）を出し合い、対等な立場で、共通の公共的な目的を達成するために、協力すること」です。（「協働ガイドブック」静岡県, 平成19年6月）

(2) 「NPO」って何？

NPO（エヌ・ピー・オー）は、Non profit Organization という英語の略称で、一般的には「民間非営利組織」と訳されています。

営利を目的とする株式会社などと異なり、社会的使命の追求を目的とし、自発的、継続的に活動する団体のことを指します。

県や市町村等の行政組織や公社・公団、独立行政法人は非営利ですが民間ではないためNPOではなく、同窓会やマンションの管理組合も特定の者のために活動する共益的な組織であるため、NPOとは言えません。

また、財団法人、学校法人も広い意味ではNPO（広義のNPO）ですが、市民参画と協働の推進施策においては、民間の非営利団体の中でも市民が主体となり、公益的な活動を行っている団体をNPO（狭義のNPO）として主な対象としています。

（『「NPO」って何？』静岡県, 平成19年8月）

最広義のNPO													
広義のNPO													
狭義のNPO													
特定非営利活動法人	市民活動団体	ボランティア団体	社団法人	財団法人	社会福祉法人	学校法人	宗教法人	医療法人	町内会	自治会	労働団体	経済団体	協同組合
公益団体									共益団体				

(3) NPOの非営利とは？

「非営利」とは、活動によって得た利益や資産を構成員（会員・役員等）に分配しないことであり、スタッフが労働の対価として賃金を受け取ることや、NPOがサービスを有料で提供することなどを否定するものではありません。

NPOにおいても安定した事業運営を組織として行う上で、ボランティアだけでなく有給スタッフ等が必要となります。（「協働の手引書」静岡県, 平成19年3月）

(4) NPOとボランティアの違いは？

ボランティアとは、社会のために何かをしたいという意志を持ち、自発的に活動する「個人」を指します。一方、NPOは組織を指す言葉です。

ボランティア活動をするために有志が集まり、次第に活動が定例化し、会の名前を付けたり、メンバーの名簿を作ったりすれば、ボランティア団体やボランティアグループと呼ばれます。

会則を定めたり、役員会や代表者を置けば、メンバーが入れ替わっても組織の同一性が保たれ、継続的に活動を続ける体制が整うので、そのボランティア団体はNPOであると言えます。

NPOは「営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間の組織」なので、個々のボランティアに対して活動の場を提供するのがNPOの役割とも言えます。

（『「NPO」って何？』静岡県, 平成19年8月）

(5) 「市民参画」って何？

基本計画における市民参画は、市政の施策に市民の意見等を反映させるため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわっていたくことを指します。

【焼津市における市民参画の手法】

- ア 市民意見公募制度（パブリックコメント）
- イ ふれあいミーティング
- ウ 市民ワークショップ
- エ 審議会等

(6) 「市民活動」って何？

市民が営利を目的とせず、地域の活性化又は地域の課題解決を目指して、公益のために行う活動であって、特定の政治活動及び宗教活動を目的としないものを指します。

(7) 「まちづくり」って何？

「まちづくり」の固定化した定義が存在するわけではなく、論者によってその内容は様々です。しかし、共通していることは、個人の自己実現を超えて「まち」という社会的共通資産を地域社会が力を合わせて創り上げる活動である点です。そして、その主要な主体を市民あるいは住民としています。

(8) 「新しい公共」って何？

「市民、企業やNPO、そして政府がそれぞれ公共の担い手として、主体的に考え協働し、支え合う社会」（「新しい公共」円卓会議：「新しい公共」宣言）

6 参考資料

(1) 協定書の雛形

協働事業「〇〇〇〇（事業名）」に関する協定書

焼津市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、NPOと行政の対等なパートナーシップによって行う「〇〇〇〇（事業名）」について次の条項により、「契約書」上の別途協議事項を定め、協定を締結するものとする。

（目的・目標の共有）

第1条 甲乙は、本事業の目的「〇〇〇〇」について、互いに共有して事業を進めることとする。

（相互理解）

第2条 甲乙は、事業の節目において積極的に情報交換や意見交換を行い、事業の進捗についてお互い協議し、同意の上進めるものとする。

（役割分担）

第3条 甲乙の役割分担は、「〇〇〇〇業務委託仕様書」のとおりとする。ただし、甲乙協議の上、協働の効果がよりある様ならば変更することができる。

（成果の帰属）

第4条 事業における成果の帰属は、次のとおりとする。ただし、事業を実施する過程において発生した知的所有権の帰属に対して、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その帰属を決めることとする。

甲への帰属

ア 〇〇〇〇

イ 〇〇〇〇

乙への帰属

ア 〇〇〇〇

イ 〇〇〇〇

（問題の発生）

第5条 甲乙は、事業実施に際して問題が発生した場合、速やかに情報交換を行い、本事業の目的と目標を最大限尊重する解決策を選択するための話し合いをもたなければならない。

（情報の共有）

第6条 甲乙は、事業を進めるに当たって、お互いの持っている必要な情報を共有しなければならない。

（情報の公開）

第7条 甲乙は、事業に関する情報を受益者の視点から整理し、かつ分かりやすい内容にして積極的に公開することとする。

（事業報告）

第8条 甲乙は、事業終了後にお互い協議の上、事業報告書を作成することとする。

（事業評価）

第9条 甲乙は、事業終了後、自己評価を行い、その評価結果を外部に対して公開する努力をすることとする。また、甲は得られた評価結果に関して、行政内部でその情報を活用させることとする。

（協定書）

第10条 甲乙は、双方この協定書に記名押印の上、各1通ずつ保管することとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲（住所）焼津市本町2丁目16番32号

焼津市長

乙（住所）〇〇〇〇

（団体名）特定非営利活動法人〇〇〇〇代表理事 〇〇 〇〇印

参考文献

- ・協働の手引書（静岡県, 平成 19 年 3 月）
- ・協働ガイドブック（静岡県, 平成 19 年 6 月）
- ・「NPO」って何？（静岡県, 平成 19 年 8 月）
- ・実践まちづくり読本（地域づくり団体全国協議会, 平成 20 年 2 月 29 日）

市民参画と協働の指針

～市民に信頼される職員になろう～

平成 25 年 5 月改訂

発行：焼津市市民協働課

〒425-8502 焼津市本町 2 丁目 16 番 32 号

電話 626-1178 E-mail kyodo@city.yaizu.lg.jp